

安中市及び信越化学工業株式会社磯部工場相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定をはかるために相互の応援体制を確立し、不測の事態に対処するものとする。

(協定の対象者)

第2条 この協定の対象者は、安中市(以下「甲」という。)と信越化学工業株式会社磯部工場(信越半導体株式会社磯部工場、信建産業株式会社磯部支社並びに信越エンジニアリング株式会社北関東事業所を含む。以下「乙」という。)とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において災害とは、災害対策基本法第2条に規定する大規模または特殊火災及び突発的災害あるいはこれに準ずる災害で、応援活動を必要とするものをいう。

(応援要請の方法)

第4条 応援の要請は、甲の地域内あるいは乙の防火対象物において、前条に規定する災害が発生し、または発生のおそれのある場合は、次の事項を明確にして要請するものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生場所
- (3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤の種類、員数
- (4) 応援消防隊の受領場所
- (5) その他必要な事項

(応援消防隊の受領、誘導等)

第5条 応援消防隊(以下「応援隊」という。)の受領責任は、甲においては安中市長(以下「市長」という。)乙においては信越化学工業株式会社磯部工場長(以下「工場長」という。)とし、受領場所に誘導員を待機させ、災害現場への誘導に遺憾のないようにする。

(応援隊の現場到着報告)

第6条 応援隊の長(消防署長並びに消防団長あるいは自衛消防隊長の長)または先着隊の指揮者は、現場到着後すみやかに人員、機械器具等を受領責任者に報告するものとする。

(消防隊の指揮者)

第7条 公設消防隊及び自衛消防隊(以下「消防隊」という。)の指揮者は市長とする。

2 消防隊は気害の予防と災害防止活動の万全を期するために、市長の指揮の下に行動するものとする。

3 乙の工場内に災害が発生し、工場長は災害防止に緊急を要すると認めるときは、直接消防隊に連絡し、防災措置を求めることができる。ただし、消防隊に対した措置については遅滞なく市長に報告するものとする。

4 乙の工場内に発生した災害は特異的なものがあるにんかみ、工場長は発生の内容、防災措置、その他必要な事項をすみやかに市長に報告し、市長の指揮に誤りがないよう補佐するものとする。

(死傷者等の報告)

第8条 災害防止活動中死者または傷痕を受けた者がいるときは、応援隊の長はその旨を指揮者に報告するものとする。

(費用の負担)

第9条 災害防止活動に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 甲が乙に対して行った災害防止活動中の機械器具の破損の修理代、消費した燃料、消火薬剤及び消防職団員の損害補償は甲の負担とする。
- (2) 乙が甲に対して行った応援活動中の機械器具の破損の修理代、消費した燃料、消火薬剤等の費用は、甲、乙両者において善良なる協議のもとに決定し、乙の所属に係る消防隊員の損害補償については甲の負担とする。
- (3) 乙の工場内に発生した災害で、乙に係る消防隊員の損害補償については乙の負担とする。

(協議)

第10条 この応援協定実施について疑義を生じたときは、その都度協議し決定するものとする。

(委任)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第12条 この協定の改廃は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(協定書の保有)

第13条 この協定の締結を証するため協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印して各1通を保有する。

昭和52年6月28日

甲 安中市長

乙 信越化学工業株式会社磯部工場
取締役 工場長